

保存版

宮崎市子ども会

# 子ども会

## 虎の巻

指導者・育成者の子ども会運営マニュアル



宮崎市教育委員会  
宮崎市子ども会育成連絡協議会

2026年3月発行

## 略語解説

### 市子連

宮崎市子ども会育成連絡協議会の略称で、市町村毎に組織があります。地域によっては、育成連（イクセイレン）、育成協（イクセイキョウ）等の略称もあります。

### 県子連

市子連の上部組織で、宮崎県子ども会育成連絡協議会の略称です。全国子ども会は、全子連（ゼンコレン）と略しています。

### 校区子連・校区子連協

宮崎市内の小学校を単位として、各地区の子ども会（単位子ども会）をまとめている組織の略称です。

### 育成者

子ども会活動に関わる大人全般を示す言葉で、子ども会の保護者のほか、地域に住むすべての大人を含んでいます。

### イン・リーダー

子どもたちの中のリーダー（班長・副班長など）で、主に小学5・6年生の上級生であり、子ども会のリーダーとして活動する子をイン・リーダーと呼びます。

### ジュニア・リーダー（JL） P25～28

宮崎市子連では、「中高生リーダー養成講座」を受講している中学生・高校生をジュニア・リーダーと呼んでいます。ジュニア・リーダーの役割は、P25～28で説明しています。

宮崎のジュニア・リーダーは、「おひさま」というクラブを結成しており、講座で学んだレクリエーション、創作活動、会の運営方法などを子どもたちに指導し、単位子ども会活動の運営・補助を行っています。

# 子ども会虎の巻

子ども会指導者・育成者の子ども会運営マニュアル  
2026年3月発行



## 新年度の第一歩

まずこれだけは確認を!!

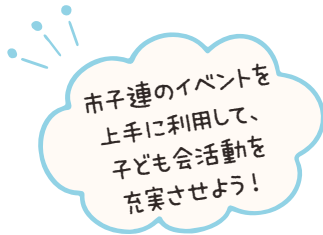


### マチコミ・安全共済

マチコミ登録について	3
子ども会安全共済会について	6
ネット加入の手引き	9

### 宮崎市子連(宮崎市子ども会育成連絡協議会)

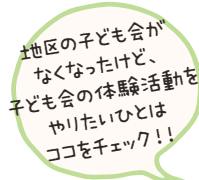
宮崎市子連(宮崎市子ども会育成連絡協議会)	16
活動方針及び事業計画 (令和8年度)	17
宮崎市子連の主な活動紹介	19



砂の造形コンクール	19
子ども会スポーツフェスタ「スポフェス」	
親子イン・リーダー研修会	20
宿泊イン・リーダー研修会	
遊創倶楽部	21
子ども会活動活性化補助事業	22
KYT(危険予知トレーニング)	
ジュニア・リーダー	25
用具貸し出し	29

### 子ども会とは

01.子ども会とは	30
02.子どもの生活環境の変化とあそびの変遷	31
03.子ども会の必要性和役割	34
04.育成会の必要性和役割	38
05.指導者の役割と指導のポイント	39
06.お住まいの地区に子ども会がない場合	40



### 資料

宮崎市子ども会育成連絡協議会規約	
特別会計及び県子連補助金等の取扱い規定	
宮崎市子ども会育成連絡協議会慶弔規定	
全国子ども会安全共済会に入ろう!	



# マチコミについて



## POINT

- ▶ 宮崎市子連から資料を送るための連絡ツールです。
- ▶ 会長と役員（各地区3名まで）が登録してください。
- ▶ 年度替わりにデータが消去されるため、毎年再登録が必要です。  
登録期間：毎年2月～5月末までに登録をお願いします。

## マチコミで何が変わるのか

### 1. 資料のデジタル化

申込書や要項がデータで届くため、LINE等で共有すれば回覧板の手間がなくなります。

### 2. 会議への出席不要

登録したからといって新たな会議に呼び出されることはありません。

不定期で、会員の意見を聞くためのアンケートを実施しています。ご協力をお願いします。

### 3. 有益情報の提供子ども向けイベントや子育て支援情報をいち早くお届けします。

重要なお知らせが届くこともあります。



すでにマチコミをご利用中の方はここから



# マチコミ登録手順書（宮崎市子連版）

## 1. 事前準備

「@machicomi.jp」からのメールを受信できるように設定してください。  
設定をしないと、登録後にメールが届かない場合があります。  
ソフトバンク・ワイモバイル→なりすまし救済リストに上記ドメインを登録してください。

## 2. スマートフォンの登録手順

すでにマチコミアプリをご利用中の方は、アプリトップの「グループを追加する」を選び、④からの登録をお願いします。（左ページ参照）

- ①アプリ「マチコミ」をインストール
- ②「新規登録」から利用規約に同意し、個人メールアドレス・パスワード・PINコードを入力
- ③認証コードが届いたらアプリに入力し、ユーザー情報を登録
- ④アプリトップの「グループを追加する」から、以下の情報を入力

グループ名	単位子ども会
登録用メールアドレス	amkr5423@machicomi.jp
パスワード	6370

- ⑤アンケートに回答し、グループが表示されれば完了

※ 1 地区につき「3名以内」の登録制限があります。

〈詳しくは下記もしくは右記 QR コードをご覧ください〉

<https://support.machicomi.jp/003991>- 登録手順アプリをご利用の方



登録手順アプリをご利用の方

## 3. アプリをご利用されない方

- ①上記「登録用メールアドレス」へ空メールを送信  
手続きに必要な情報が折り返しメールで届く
- ②自動返信メール内に記載されている〈従来型携帯電話をご利用の方〉の URL をクリック
- ③画面の指示に従って登録を完了

〈詳しくは下記もしくは右記コードをご覧ください〉

<https://support.machicomi.jp/076472>- 登録手順アプリをご利用されない方



登録手順アプリをご利用されない方

## マチコミ登録に関するよくあるお問い合わせ

**Q：**学校ですでに利用していますが、再度登録が必要ですか？

**A：**アプリはそのまま利用できますが、学校と市子連では「グループ」が異なります。別の登録が必要ですので、アプリをご利用の方は「グループを追加する」から手続きをお願いします。

**Q：**登録しないとイケませんか？

**A：**市子連に加入しているすべての子ども会へ直接資料を届けるために導入しました。登録されていない子ども会には資料を郵送することも出来ませんが、日数やコストがかかるため、全ての子ども会に登録をお願いしています。役員の方に新たな負担を強いるものではなく、届いた情報の中から各地区に必要なものを選んで活用していただくためのツールです。

**Q：**携帯電話を持っていない場合はどうすればよいですか？

**A：**ご自宅の「パソコン」で登録するか、同じ子ども会の別の役員の方に登録をお願いしてください。

**Q：**年度替わりの役員交代はどうなりますか？

**A：**毎年5月の総会後に、前年度の登録データはすべて消去されます。役員を継続される方も「毎年の再登録」が必要となりますのでご注意ください。

**Q：**登録方法がわからない場合は？

**A：**不明な点がある方は「宮崎市子連事務局」まで直接ご連絡ください。

マチコミアプリに関するマニュアルおよびよくあるご質問・解決方法は「マチコミサポートポータル (<https://support.machicomi.jp/>)」でご確認いただけます。→→→



# 子ども会安全共済会について

## POINT

- ▶ 令和7年からすべて、**ネット加入**となりました。
- ▶ 加入できる人：子ども会、校区子連協、市区町村子連協に所属する者
  - ・ 年齢制限はありません。(0～3歳は保護者も加入)
  - ・ 子ども会の代表者・担当者の方は必ず加入してください。
  - ・ 子どものいない大人の方(指導者など)も加入できます。
- ▶ 会費：一人 250 円 (年額)

■ **会 費** (安全共済への加入により、自動的に宮崎市子連に入会となります)

**一人 250 円 (年額)**

※但し、子ども会員(小中高生)は、市子連会費として、別途180円が必要です。

■ **共済金の給付** (共済期間：4月1日0時～翌年3月31日24時まで)

- 共 済 金
- ・ 健康保険等を適用した医療費総額の30%
  - ・ 下限制限：1,000 円以下の場合は支給しない。
  - ・ 上限制限：500,000 円を限度として支給する。
  - ・ タクシー代、診断書代は支払対象外となります。

日数期限 ・ 被害を受けた日から180日を限度

死亡共済金 6,000,000 円

- 提出書類
- ・ 事故第一報報告書
  - ・ 共済金請求書
  - ・ 領収書 (コピー可)
  - ・ 個人情報取扱いについての同意書

■ **共済金給付の申請**

- ・ 子ども会活動中の事故で、年間行事計画が届けてあること。
- ・ ケガ等が治ったら、すみやかに提出すること。

### ■事故があったら

・直ちに電話又はメールで市子連事務局へ下記事項をご連絡ください。

①所属子ども会名②住所③氏名④育成会長名⑤事故発生状況(簡単に)

### ■子ども会賠償責任保険

対人事故てん補額 1名 1億円(限度額)

1事故 5億円(限度額)

対物事故てん補額 1事故 200万円(限度額)



◎事故当時及び修復時の写真を忘れずに撮っておくこと。

1. 全国子ども会安全共済会に加入した者は、自動的に子ども会賠償責任保険の適用を受けます。
2. 被保険者(保険金受取人)は、子ども会行事の主催者です。  
※「主催者」とは、主催団体の役員及び行事計画書に記載した指導者をいいます。  
※育成者とは、「子どもの親は全て育成者」との基本理念から子ども会会員の親は全て育成者です。
3. 保険金の適用・・・子ども会活動中に、主催者の過失によって事故が発生し、主催者が法律上の賠償責任を負担する場合に適用されます。
4. 対象範囲  
・年間行事計画で届けてあること。(往復途中も対象となります)  
・子ども会会員と指導者・育成会員(役員)等が安全共済会に加入していること。  
※詳しくは、巻末資料の「子ども会に入ろう!」のリーフレットを読んでください。

### ■安全共済会の補償内容の変更について(令和5年度より)

- ①交通事故によるケガも医療共済金の支払い対象になりました。但し、健康保険を適用して治療した場合に限ります。
- ②支払対象の成長痛が増えました。  
支払対象：テニス肘、シーバー病  
支払対象外：オスグッド病、野球肘、疲労骨折
- ③インフルエンザ、新型コロナ感染症は、子ども会活動中に感染したことを特定することが困難なため、支払対象から外れました。但し、子ども会活動中に感染した食中毒は支払対象です。

# 注意事項（必ずお読みください）

## 1. 手続き終了後に「子ども会に入りたい」と言う人がいた場合

- ◇安全共済は、いつでも追加加入OKです。
- ◇全子連ログイン後、追加より登録し、＜共済様式＞06 共済掛金等報告書をメールで送信してください。登録確認後、振込金額のお知らせを返信しますので、振込か事務局で会費の支払いをお願いします。（追加加入時は現金でも受け付けます）
- ◇保険の適用は、手続き日の翌日0時からになります。（5/20以降）

## 2. 転入生が入って来た場合

- ◇児童の氏名・学年・性別と、以前の都道府県名・小学校名・子ども会名を確認して、市子連事務局まで電話かメールで連絡してください。
- ◇こちらで加入確認を行ってからの手続きになります。
- ◇加入確認が取れた場合は、追加より登録し、備考欄にいつ・どこから転入してきたかを記入してください。
- ◇加入確認が取れない場合は、新規加入になりますので、1.と同じ手続きになります。  
※転出時の連絡は不要（迎えた側が連絡）

## 3. 事故が発生した場合

- ◇事故発生後30日以内に、事故者の氏名・学年（年齢）・性別、事故発生日時や状況、事故予防の対策、病院での診療結果・処置・経過状況を、市子連事務局までお知らせください。（30日を過ぎると無効）  
または全子連HPの共済様式ダウンロードにある＜共済様式＞20 事故第一報報告書を記入し、市子連事務局へメールで提出してください。

- ◇完治後60日以内に必要書類を提出してください。  
（60日を過ぎると遅延理由書の提出が必要）  
ケガの場合 … ＜共済様式＞21 医療共済金請求書兼事故証明書  
// 22 個人情報の取扱いに関する同意書  
医療費の領収書（写）又は診療明細書

※医療点数が334点以上の場合に、医療費総額の30%が受け取れます。

**（市の助成で医療費が月200円となっておりますが、医療費総額の30%が受け取れます。）**

- ※子ども会年会費には、共済掛金の他に子ども会賠償責任保険料が含まれていますので、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受けることができます。

# 子ども会安全共済会 ネット加入の手引き

◎受付時期：令和8年3月16日（月）から開始

◎振込期間：令和8年4月1日（水）～ 5月19日（火）

※加入前に事故等が起ころうとも、振込期間内に入金すると4/1に遡って補償します。

※5/20以降は振込手続きが完了した日の翌日0時から補償開始となりますのでご注意ください。

入力する方のメールアドレスが必要です。

## 同封の子ども会コード表をご用意ください。

子ども会コード表（忘れないようにご記入ください）

学区・地区名	
単位子ども会コード	
単位子ども会名	
ユーザID	
パスワード	

子ども会コード表（A4）

## 1. 公益社団法人 全国子ども会連合会の「安全共済会ネット加入」ページにアクセス

<https://www.kodomo-kai.or.jp/kyousainet/>

（「安全共済会 ネット加入」で検索）

ページの一番下のバナーをクリック



このバナーをクリック

## 2. 新規登録を選択

昨年度ご利用いただいた方も新規登録から始めてください。

### 3. 単位子ども会情報の登録

< 新規登録の入力画面 (例) >

所属都道府県	宮崎県
所属団体名	所属する 都道府県・指定都市子連名 一般社団法人宮崎県子ども会育成連絡協議会
契約者	所属する市区町村子連の名前を選択してください。市区町村子連が無い場合は所属の子ども会名を選択してください。 宮崎市子ども会育成連絡協議会
学区・地区名(任意)	小学校名
単位子ども会コード(任意)	子ども会コード表を参照 (半角で入力) ←
単位子ども会名	子ども会名
単位子ども会名 (フリガナ)	子ども会名のフリガナ
代表者	入力された方のお名前と役職名 (例: 会長、会計、市子連担当など)
郵便番号	入力された方の郵便番号
住所	入力された方の住所 (必ず番地まで入力)
電話/携帯	入力された方の携帯番号
メールアドレス	※連絡が取れるアドレスでお願いします
ユーザID	半角英数字および@-_.で8文字以上 子ども会コード表を参照 ←
ユーザパスワード	半角英数字および@-_.で8文字以上 各子ども会で決めてください

※単位子ども会コード及びユーザIDは、市子連事務局が確認するために必要です。お間違えの無いように入力をお願いします。

### 4. 加入者情報の登録

- 昨年度も加入している子ども会は、データを移行できます。  
※ユーザIDが必要となります。※移行手続きは一度しか出来ません。
- Excelなどで入力したデータで一括登録することも出来ます。
- 必ず大人の方1名以上は登録してください。



表計算ソフトを使用している場合はこちらをクリック

前年度のデータを引き継ぎたい時はここをクリック（学年は自動的に1つ上がります）

ネット登録のマニュアルは、02.の登録ボタンの下にあります。



ネット登録のマニュアル

7. 共済掛け金報告書 (様式06)

## 5. 年間行事の登録

- 年間行事に登録した行事しか補償の対象になりません。  
追加行事がある場合は、必ず**前日までに**登録してください。
- 行事の追加、変更、中止の連絡を市子連に入れるは必要ありません。
- 学校行事およびPTA活動は、補償の対象になりません。  
登校班指導（旗当番）も対象外です。
- 人数は大まかな人数で構いません。

**「各行事の打ち合わせ・準備」「役員会・市子連行事」を必ず入力してください。**

No.	行事・活動名	備考	登録日	更新日	
1	役員会	4/10, 7/10, 10/10, 1/10 開催予定	2026/4/5 15:14:02	2026/4/5 15:14:02	
2	ヒタまつり	7/7開催予定	2026/4/5 15:13:31	2026/4/5 15:13:31	
3	ラジオ体操	7月下旬～8月末の期間	2026/4/5 15:12:05	2026/4/5 15:12:05	
4	〇〇市スポーツ大会	10月予定	2026/4/5 15:12:37	2026/4/5 15:12:37	
5	クリスマス会	12/25 日没会館にて	2026/4/5 15:14:38	2026/4/5 15:14:38	

### CHECK!

- 令和8年度から「年間行事」「日常定例活動」が統合となりました。
- 令和7年度に「日常定例活動」として登録していた項目も「年間行事」として登録願います。日常定例活動の昨年度データの移行はできませんので個々に入力願います。
- 年間行事は計画しているものは全て入力してください。  
6/1以降の行事の場合は必ず実施日前までに登録してください。
- 「行事・活動名」は登録(保存)すると変更できません。「行事・活動名」が変更となった場合は改めて登録してください。
- 市子連・県子連・全子連行事に参加する場合は、「行事・活動名」に次のとおり入力してください。  
「市子連・県子連・全子連行事に参加」
- 日程が違う同じ行事・活動の登録はひとつだけ登録してください。必要に応じて備考欄に日程等を入力してください。(例) ラジオ体操、役員会、廃品回収、子ども会の旗当番、地域清掃等・ソフトボール等スポーツ行事の練習
- 年間行事の準備・後片付け等も主たる行事・活動名が登録されていれば入力する必要はありません。(例) 行事案内文書配布、行事の材料購入、会場設営・後片付け
- 備考欄が空白でも行事・活動が登録されていれば補償面では問題ありません。

## 6. 共済掛け金報告書の作成

登録完了後、2. のログインページに戻り、様式06 共済掛金報告書を作成します。送金額を抜いて【miyazakikoren@gmail.com】宛に送信。(安全共済専用メールアドレスとなります。) メール以外に事務局へ郵送でも構いません。登録が完

了したら必ず報告をお願いします。

※安全共済以外のお問合せは m-koren@miyazaki-catv.ne.jp へ。

〈共済様式〉06

**本様式および共済掛金等は所属の市区町村等子連へ提出・送金願います。**

市区町村等子連 受付日	
----------------	--

**共済掛金等報告書(ネット加入用)**

(提出日) 令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

市区町村等子連	宮崎市子ども会育成連絡協議会
単 位 子 ども 会	●●小学校 ●●子ども会
単 位 子 ども 会 番 号	000-000
担 当 者	宮崎 花子
連 絡 先 電 話 番 号	090-0000-0000

新規 <input type="radio"/>	
追加 <input type="checkbox"/>	

該当に「○」表示を記入願います。

共済掛金等を下記のとおり報告いたします。 代表者(会長)でなくても大丈夫です

加入者情報・年間行事計画・定例活動はネット加入登録のとおりです。

1. 今回加入者数

30	名
----	---

今回登録した人数

2. 今回加入者の登録日

4月29日	~	4月30日
-------	---	-------

加入者の登録日を記入。加入者情報の加入者登録リスト、登録日を参照

振込予定日(目安)を記入してください

3. 共済掛金等(今回加入者分)

送金額(Ⓢ)	(未記入)	送金(納金)日	5月1日
--------	-------	---------	------

④ 安全共済会掛金等と都道府県・指定都市子連会費等の合計額になります。

【累計加入状況】

種 別	幼児	小学生	中学生	高校生等	大人	合計
人 数	1	20			9	30
	うちジュニアリーダー数					

高校生等→高校生・高校年齢相当      大人 → 育成者・指導者・事務局職員

<個人情報取り扱いについて>  
 本共済契約に関する個人情報は、公益社団法人全国子ども会連合会が共済引受の審査、本共済契約の履行のために利用いたします。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

令和5年1月改訂

もし様式 06 を共済掛け金報告書を作成できない場合は… **学校名・子ども会名・子ども会コード・担当者・連絡先・加入者数・送金日**を市子連事務局(miyazakikoren@gmail.com) までメールしてください。

## 7. 宮崎市子連で確認

宮崎市子連にて二重登録や不備が無いかをチェックし、人数に応じて振込金額を計算します。

小・中・高生		未就学児・育成者	
安全共済会費 250円 / 1人	市子連会費 180円 / 1人	安全共済会費 250円 / 1人	市子連会費 不要
<b>430円</b> / 1人 (年額)		<b>250円</b> / 1人 (年額)	

- 市子連会費・安全共済会費はともに年会費です。
- 途中脱会の返金、払い戻しはありません。
- 市子連会費については、校区子連協がまとめて納める地区もあります。(事務局で判断し、お知らせします。)

## 8. 宮崎市子連事務局から「振込金額のお知らせ」メールが来る

宮崎市子連より「振込金額のお知らせ」のメールを返信します。  
返信に数日お時間をいただく場合もあります。

## 9. 振り込む

各地区の会計担当者が振込金額の入金を行ってください。

- 銀行等の振込手数料は各地区でご負担ください。
- すべて振込みでの納入をお願いしています。事務局での現金支払いは出来ませんのでご了承ください。但し、追加加入時は現金でも構いません。
- 領収書が必要な時は発行出来ますのでご連絡ください。

**何か分からないことがありましたら、  
宮崎市子連事務局(裏表紙参照)へお問合せください。**

## 医療請求お支払例



医療点数 1,000点  
支払額 3,000円



球技大会の反省会にて、子ども会が出した仕出し弁当で食中毒になった。

医療点数 5,000点  
支払額 15,000円

野球の試合中、バッターボックスでピッチャーの投げたボールが右手首にあたり骨折した。

医療点数 4,500点  
支払額 13,500円

ソフトボール練習中、ランニング時に転んでしまい、手をついたら骨折をしてしまった。

医療点数 3,000点  
支払額 9,000円

ドッジボール練習中、ボールを受けそこねて指を骨折した。

医療点数 50,000点  
支払額 150,000円

運動会で徒競走に参加し、ふくらはぎが肉離れになった。

医療点数 60,000点  
支払額 180,000円

ラジオ体操会場に自転車で行く途中、ころんで足の骨を折った。

## 後遺障害請求お支払例 (所定の後遺障害が生じた場合)

後遺障害 15級  
支払額 70,000円

ドッジビーのパス練習の際、スライディングしてキャッチ、誤って転び左上前歯を折った。

後遺障害 14級  
支払額 140,000円

運動会の休憩中に他の子が投げた石が顔にあたり傷が残った。

後遺障害 12級  
支払額 450,000円

ソフトボールの練習でボールが指にあたり、治療したが人差し指が変形症になってしまった。

後遺障害 8級  
支払額 1,750,000円

夏祭りの提灯を片付けていた際に上から人が落下してきて脊椎に運動障害が残った。





## 宮崎市子ども会育成連絡協議会 (宮崎市子連)

宮崎市子連は、子どもの健やかな成長を願い、多くの体験活動の場を提供することを目的に単位子ども会や校区子連協で活動されている育成者・指導者の集まりとして、昭和36年9月に結成された団体です。

令和7年度の会員は、単位子ども会数182団体、子ども会会員数7,230人を数え、子ども会活動に参加しています。(令和7年3月現在)

昭和60年頃をピークとして、児童・生徒の人口減少(少子化による自然減)がみられるほか、ここ数年では、市子連を脱会する校区や子ども会を解散する地域も見受けられます。

子ども会を盛り上げていくためには、子ども会活動の役割や必要性を育成者に理解してもらうことが重要であり、子ども会のあり方を育成者みんなで考えていくことが大切です。



### ■ 宮崎市子連への加入方法

- 各地区で活動している子ども会は、全国子ども会の運営する「子ども会安全共済会」に加入することで、自動的に宮崎市子連に加入となります。  
※市子連未加入の子ども会は、安全共済会の利用はできません。
- 詳細は、子ども会安全共済の内容及び子ども会安全共済会ネット加入の手引きをご覧ください。
- 小学校区ごとに組織されている「校区子連協」についても同様に加入できます。

## ◎宮崎市子連の活動方針及び事業計画（令和8年度）

### 1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の流行を機に、新しい生活スタイルに変わりゆくなかで、近年の子どもの遊びにも大きな変化がみられる。このような世相や社会の動き、地域や家庭の環境の変化を反映して、子どもの心の成長の糧となる生活体験や社会体験、自然体験などの体験的学習の不足や交友関係の希薄さなど人間形成にかかわる問題が指摘されている。

次世代を担う子どもたちが、「生きる力」を学び、健やかに成長していくためには、こころの「豊かさ」を育てるための豊富な社会体験、自然体験、文化・スポーツ活動など様々な体験や活動の場と機会を与えることが必要である。

子ども会活動は、学校・家庭・地域社会をつなぐ重要な役割を果たしており、さらに「地域の子どもは地域で育てる」という観点から、地域の地縁団体等との連携強化に努め、「子どもの手による子ども会」の実現を目指した子ども会活動の充実・発展と、急激に変化する社会をたくましく生きぬく力と、心豊かで思いやりのある子どもの育成に努める。

### 2 努力目標

#### ●子ども会活動の充実・発展に努める。

- ①異年齢の豊かな仲間集団による自主活動を推進する。
- ②生活体験や社会体験、自然体験などの体験活動の機会を促進する。
- ③イン・リーダー研修会への参加促進を図り、リーダーの養成に取り組む。
- ④中学生や高校生の子ども会活動への参加を促進し、ジュニア・リーダーの増員と活用に努める。
- ⑤事故及び防災・危機管理など、安全教育（KYT）を進める。
- ⑥ボランティア活動への参加促進を図る。
- ⑦市内小学校児童全員の子ども会活動への加入促進に努める。

#### ●子ども会育成会活動の充実・発展に努める。

- ①会員相互の親睦と連携を深め、育成組織の強化と事業の推進に努める。
- ②指導者の発掘、養成（ジュニア・リーダー等）に努める。
- ③子ども会活動の指導者、場所、経費、用具の確保と整備に努める。
- ④育成会の構成は子ども会会員の保護者だけでなく、趣旨に賛同する地域住民でもって構成する。
- ⑤生活環境の浄化と非行防止に努め、子どもの健全育成に努める。
- ⑥事故防止に努めるとともに、安全共済会への加入を促進する。
- ⑦子ども会・育成会相互や上部組織との連携を密にし、情報の収集に努める。
- ⑧地域の地縁団体、少年団体等との連携強化を図る。

令和8年度 事業計画

月	日	市子連事業	会場	備考	
4	未定	会計監査	事務局		
	15日(水)	活性化補助事業〈申請説明会〉	市民プラザ(大会議室)		
	17日(金)	活性化補助事業受付開始	—		
5	14日(木)	総会	市民プラザ(大会議室)		
	14日(木)	第1回運営委員会	市民プラザ(大会議室)		
	20日(水)	安全共済会振込終了	—		
	22日(金)	活性化補助事業受付終了	—		
	31日(日)	第64回砂の造形コンクール	サンビーチーっ葉(南ビーチ)		
6	3日(水)	活性化補助事業〈審査会〉	市民プラザ(和室)		
	13日(土)	中高生リーダー養成講座〈開講式〉	中央公民館(中研修室)	確定	
	24日(水)	活性化補助事業〈補助金交付式〉	市民プラザ(大会議室)		
7	4日(土)	中高生リーダー養成講座	市民プラザ(ギャラリー①)	確定	
	31日(金) 2日(日)	第46回 宮崎県子ども会 ジュニア・リーダー研修大会(宮崎) (2泊3日)	むかばき青少年自然の家		
	16日(日) 18日(火)	第51回 九州地区 ジュニア・リーダー研修大会(大分)	大分県九重		
9	6日(日)	遊創塾(5・6年生) 開塾式 中高生リーダー養成講座	市民プラザ(ギャラリー②)	確定	
10	4日(日)	遊創塾(5・6年生) 9:30~12:00	中央公民館(大研修室)	仮予約済	
	10日(土) 12日(月)	中高生リーダー養成講座(キャンプ)	御池青少年自然の家		
	7日(土)	中高生リーダー養成講座 13:30~15:30	中央公民館(中研修室)	仮予約済	
11	23日(月)	遊び三昧(養成講座/遊創塾)	文化の森		
	12	5日(土)	遊創塾(5・6年生) 9:30~12:00 中高生リーダー養成講座 13:30~15:30	中央公民館(大研修室)	予約依頼
		19日(土)	クリスマス会(JLおひさま主催) 9:30~15:30	中央公民館(大研修室)	予約依頼
1	9日(土)	遊創塾(5・6年生) 9:30~12:00 中高生リーダー養成講座 13:30~15:30	中央公民館(大研修室)	予約依頼	
2	7日(日)	第2回子ども会スポーツフェスタ	青島青少年自然の家		
	13日(土)	親子イン・リーダー研修会(養成講座/遊創塾)	青島青少年自然の家		
3	6日(土)	イン・リーダー研修会(青島青少年自然の家)	青島青少年自然の家		
	7日(日)	[一般5年生・遊創塾生・養成講座生]			
	16日(火)	安全共済ネット登録開始	—		
	17日(水)	第2回運営委員会 19:00~21:00	中央公民館(大研修室)		

\*KYT講習会については、要請により、随時行います。

\*理事会等の日程は、会場予約の際に変更になることがありますので、ご注意ください。

※最新の情報はホームページでご確認ください。

# 宮崎市子連の主な活動紹介

詳細はQRコードから  
市子連ホームページを  
ご覧ください

## 砂の造形コンクール

(令和6年度：第63回) ※ R7は雨天のため中止



■趣 旨 子ども会の会員が一堂につどい、自然に親しみながら創作活動を行うことで子どもたちに協調性や創造性を身につけさせるとともに、子ども会活動の一層の活性化を図ります。1チーム子ども8名程度の編成で、2.5 m x 5 mに区切られた砂地に思い思いの作品を作ります。

■開催時期 6月上旬（募集期間3月～5月上旬）

■会 場 サンビーチツ葉（南側ビーチ）



## 子ども会スポーツフェスタ「スポフェス」

(R7より新規事業)



■趣 旨 スポーツを通じて子ども会会員相互の友情を深めるとともに、体力の向上を図り、今後の子ども会活動の健全な発展を図ります。

■開催時期 2月上旬（募集期間11月～12月）

■会 場 宮崎中央公園

■競技種目 アジャタ・長縄跳び・ラダーゲッター・フラフープくぐり



## 親子イン・リーダー研修会

(中高生リーダー養成講座生も参加)



- 趣 旨 次年度、子ども会イン・リーダーになる予定の4・5年生と育成会の役員等を対象に子ども会活動を行う上でのプログラムの立て方やプログラムの進め方レクゲームやK Y T（危険予知トレーニング）の仕方等を学びます。
- 開催時期 2月の土曜日（午前9時半～午後3時）
- 対象者 小学4・5年生と育成者
- 募集期間 12月～1月



## 宿泊イン・リーダー研修会

(中高生リーダー養成講座生も参加)



- 趣 旨 子ども会活動で主要な役割を果たす子ども会イン・リーダーの指導力の養成並びに子ども会ジュニア・リーダーの資質の向上を図るための研修を行います。
- 開催時期 3月（1泊2日の研修）
- 対象者 小学5年生
- 募集期間 12月～2月



## 遊創倶楽部

(令和8年度 新規事業)



- 趣 旨 宮崎市子連では、単位子ども会がない地区の小学生を対象に子ども会活動を体験したい子どもたちを募集して、「ひなた子ども会」を立ち上げました。  
遊創倶楽部では、学校や家庭では体験できない活動を中心に「子どもの手による子ども会」を目指して活動していきます。「ひなた子ども会」の入会方法は P40 をご覧ください。
- 実施時期 6月～翌年3月（月1回程度）
- 対 象 者 ひなた子ども会会員及び市子連加入の単位子ども会会員
- 募集期間 4～5月（随時受付中：途中参加 OK）

(活動予定)

年月	活動内容	活動場所	定 員	参加費
6月	<b>砂の造形</b>	南ビーチ	何名でもOK	無料
7月	BBQ 大会	北ビーチ	30名	1,000円
8月	街ぶらり（お仕事体験）	アミュプラザ	20名	無料
9月	早く走るための講座	中央公園	何名でもOK	無料
10月	釣り講座	大淀川	20名	1,000円
11月	<b>遊び三昧</b>	中央公園	何名でもOK	無料
12月	<b>クリスマス会</b>	中央公民館	何名でもOK	無料
1月	やきいも大会	イモ畑	何名でもOK	500円
2月	<b>スポフェス</b>	中央公園	何名でもOK	無料
3月	<b>宿泊イン・リーダー研修</b> <small>（小1～4はアスレチック体験のみ）</small>	青島青少年 自然の家	何名でもOK	無料

※初年度(R8)は、開始時期が変更になる可能性があります。

※ホームページでご確認ください。

楽しいイベントを  
企画中です!



## 子ども会活動活性化補助事業



- 趣 旨 家庭教育や地域教育の重要性が指摘されている現在において、地域での子どもの生活支援のあり方は重要な課題となっています。このような状況を踏まえ、地域に根ざした子ども会活動の活性化を図るため、子ども会活動の基盤づくりになるような事業を実施する子ども会を支援します。
- 主 催 宮崎市教育委員会・宮崎市子ども会育成連絡協議会
- 補助金額 **1団体につき3万円～5万円**  
(会員数に応じて補助金額を決定)
- 募集期間 4月～5月(交付式は7月)
- 報告書 2月末迄に提出



ホームページにて過去の報告書を公開中です。子ども会活動の参考に、ぜひご覧ください

## K Y T(危険予知トレーニング)指導者講習会



- 趣 旨 子ども会活動においては、事故を未然に防ぐなど、安全確保が大切であり、子ども会活動の安全教育及び対策として、「子ども会K Y T」を学び子どもと育成者が、より一層安全で楽しい子ども会活動が出来るようになります。
- 主 催 宮崎市子ども会育成連絡協議会
- 開催期間 6月～翌年2月(随時受付中)
- 会 場 申し込み団体が準備する(定員目安は20名前後)
- 対象者 子ども会関係者(児童の同伴も可能)
- 助成金 10,000円(実施団体に対して支給)
- 講師 宮崎市子ども会K Y T中級指導者(講師料は無料)

**K Y Tについては、次のページで詳しく説明しています→**

# KYT 子ども会活動の安全教育

## 子ども会活動の安全教育について

子ども会の安全教育には2つの考え方があります。

1. 「消極的安全」：危険から逃げることで安全を守る考え方。
2. 「積極的安全」：危険に挑戦し、克服することで安全を確保する考え方。

子ども会では、活動の中で「何が危ないか」を予測し、自分で自分の身を守る「対処能力」を養うことを目的としています。



## 成功率 100% の冒険を

子どもにとって「冒険」は成長に不可欠ですが、無謀な挑戦は事故のもとです。子どもにとってはハラハラする冒険であっても、指導者の視点からは「成功率が100%に近い」と確信できる状態を保つことが大切です。

## 事故が起きる4つの原因

以下の要素が1つでもあると事故に繋がり、重なるとさらに危険が増します。

- 環境に潜んでいる「目に見えない危険」
- 活動内容に合っていない「服装」
- 興奮による「心のたかぶり」や「気の緩み」
- 不真面目な態度や「軽率な行動」



## 危険予知トレーニング (KYT)

KYTとは「**キケン (K)**」「**ヨチ (Y)**」「**トレーニング (T)**」の略称です。

事故防止の第一歩は、あらかじめ危険を発見し、対策を立てて「回避」することです。

現代の子どもは集団遊びの減少などにより、危険を避ける「安全能力」が不足している傾向があります。大人の想像を超えた行動をとることを前提に、事前の安全確認を徹底してください。



# 活動前の5分間KYT (危険予知トレーニング)

楽しみでソワソワしている子どもたちに、何が危険かを意識させることが事故防止の鍵です。



※ みんなで野外炊飯をしています

## 1. KYTのポイント

- 活動の直前に短時間で行います。
- 参加者全員で危険な箇所やルールを共有し、危機管理意識を高めます。
- 指導者が一方的に話すのではなく、子どもたちと対話しながら進めることが重要です。

## 2. 実践の流れ

- ① 会場を見渡し、危ない場所がないか探させます。
- ② どこがどう危ないか、子どもたちに発表させます。
- ③ 指導者が具体的に補足し、どう対処すべきか教えます。
- ④ これを毎回繰り返し、子どもが自分で危険に気づける能力を養います。



## 3. KYTの4ステップ

- 第1段階：どんな危険が隠れているか（発見）
- 第2段階：特に重要な危険はどれか（絞り込み）
- 第3段階：あなたならどうするか（個人の対策）
- 第4段階：私たちはこうする（みんなの行動目標）



## 4. KYT 指導者講習のご案内 (P22)

安全教育を実践したい指導者や育成者向けに講習会を行っています。地区への出張講習も可能ですので、詳細は市子連事務局までお問い合わせください。

# ジュニア・リーダー

## ジュニア・リーダーとは？

ジュニア・リーダーは、子ども会の良きお兄さん・お姉さんであり、遊び相手や指導役も務めるボランティアのリーダーです。

また、独自の指導的役割とともに、子どもたちの意見を大人の世話人に伝え、世話人の考えを子どもたちに伝える「橋わたし」と、「次のリーダーを育て指導する」という大切な役目を持っています。

全国で約70万人の子どもたちが地域に根ざした活動をしています。



## リーダーとしての成長を支援

宮崎市子連では、中高生のスキルアップと交流を目的とした「中高生リーダー養成講座」を開催しています。

地域活動を支える力を養い、他地区の仲間と切磋琢磨する場として、ぜひご活用ください。

## 中高生リーダー養成講座



- 趣 旨 子ども会のジュニア・リーダーとして必要な理論・方法・実技を習得してもらうとともに、子ども会会員に適切な指導・助言ができ、誰からも信頼されるリーダーを養成します。
- 実施時期 6月～翌年3月（年11回）
- 募集時期 4月～5月（随時受付中：途中参加OK）



### 保護者のみなさまへ

ジュニア・リーダーとは、子ども会の指導やお世話をする中学生・高校生のことで、宮崎市では昭和45年に開講しました。子ども会に入ったことがなくても受講できます。

講座では、ゲーム（レクリエーション）の指導技術やコミュニケーション能力、集団をまとめる方法などを専門の先生や子ども会指導者から学び、さらに宿泊研修を通して協調性や社会性・ボランティア精神などを身に付けます。

規定回数（7回）を受講し修了すると教育委員会からボランティア活動に貢献した証書が発行され、就職や進学時の書類として提出することができます。



## ジュニア・リーダークラブ おひさま

中高生リーダー養成講座を受けている中高生が、宮崎市ジュニア・リーダークラブ「おひさま」を結成して、自主的に活動しています。



### 主な活動

- 各地区の子ども会に出向き、レクゲーム等を指導しながら子どもたちと一緒に子ども会活動を楽しみます。**(出前子ども会)**
- 定例会(毎月1回)を開き、子ども会のことやレク指導のやり方などを考えます。
- 市子連の行事(砂の造形コンクール、スポフェス等)にリーダーとして参加します。
- 奉仕活動等、地域に役立つことをします。



### ジュニアリーダーからのメッセージ

ジュニア・リーダークラブ「おひさま」では、ジュニア・リーダー養成講座を受講している中学生・高校生が自主的に活動しています。「おひさま」に入ると、講座以外で仲間と会える機会が増えるので、より一層親しくなれます。

また、子ども会の要請を受けて行う出前子ども会では、養成講座で教わったレクリエーションを子どもたちに教えることで、グループのまとめ方や人前で話す度胸が身に付きます。

ぜひ、「おひさま」に入って、一緒に活動しましょう！

入会希望者は、市子連事務局に申し込んでください。

(年会費500円) ※年度途中の入会もOKです。



## ■ 出前子ども会

子ども会からの要請を受けて、中高生のジュニア・リーダーが各地区の会場で、諸行事の企画・運営の補助やレクリエーション等を行い子ども会活動のサポートを行います。



### ● 経 費 1回につき **2,000円**

※クラブ活動のための資金とするもので、クラブ会員に対する報酬ではありません。

### ● 利用の流れ

①予約状況を市子連事務局へ問い合わせた後、仮予約を行ってください。

②仮予約後、少なくとも1ヶ月前には申込書をホームページ (<https://www.miyazakishikoren.com/delivery>、または右QRコード)の「出前申込フォーム」からお申し込みください。



※申込書の提出を持って本予約となりますが、派遣できるジュニアが誰もいない場合があります。ジュニア抜きのプログラムも計画してください。

④事前打ち合わせ、準備については、JL(担当責任者)と電話等で直接行います。1～2週間前になってもジュニアから連絡がない場合、市子連事務局へ問い合わせてください。

⑤行事終了後、1週間以内にホームページ (<https://www.miyazakishikoren.com/delivery>)の「出前報告書フォーム」から提出し、経費を市子連事務局に納入してください。

子どもたちと年齢が近いせいか、彼らが面白がるところをよく分かっていて、全力で遊んでくれます。大人は一步引いて見守るだけでいいので、その点も非常にありがたいです。



### ● 注意事項

※お昼にかかる行事の場合等は、弁当を支給してください。

※担当ジュニアの交通手段がない場合、及び夜間活動(キャンプ等)は、送迎をしてください。

※全国子ども会安全共済会に加入していない人が参加する場合は、1日保険に加入してください。

※中高生が自主的に活動しています。大人の皆さまには『次世代のリーダーを育てる』という温かい気持ちで、見守りながら接して下さるようお願いいたします。

## 子ども会用具 貸し出し（無料）



子ども会のスポーツ・レクリエーション行事等に、無料で貸し出します。ご希望される方は、右のQRコードからお申込ください。

### 利用方法

#### STEP.1 利用申込

お問い合わせフォームより、利用開始日の1週間前までに以下の情報を記載し送信してください。（申込に必要な情報：学校名、子ども会名、代表者名（連絡先）、借用担当者名（連絡先）、行事名、借用期間、持ち出し予定日、返却予定日）

#### STEP.2 予約確定

貸出状況等を確認し、メールにて貸出の可否をお知らせします。

#### STEP.3 貸出・返却

貸出／返却日前日までに、事務局までお越しください。

アジャタセット・ブルーシート・キャッチングザスティックは北部体育館倉庫になります。

KYT 教材セット  
(4セット)



大縄跳び  
(6本)



アジャタ  
(4セット)



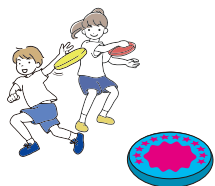
ブルーシート  
(4枚)



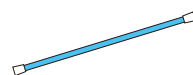
ラダーゲッター  
(4セット)



ドッジビー  
(7個)



キャッチングザスティック  
(1セット)



横一列に並び、全員でリズムに合わせてスティックを離し、右隣の人のスティックをキャッチするニューゲームです。



## 子ども会とは

### 01. 子ども会とは？

#### POINT

- ▶ 地域を基盤に生きる力と豊かな心を育む組織
- ▶ 主役の子どもと支える大人が一体となって活動
- ▶ 対象は幼児から高校生。加入は地区の役員へ問い合わせを

#### ■ 子ども会の目的と組織

「地域の子どもは、地域で育てる」という合言葉のもと、自治会をベースに組織されています。次世代を担う子どもたちが、社会体験、自然体験、スポーツなどの多彩な活動を通じて**生きる力**を学び、心の**豊かさ**を育む機会を提供することが目的です。

現在は、子どもたちが主役の「子どもの会」と、それを支える保護者や地域住民による「育成会」がひとつの組織として活動するのが一般的です。「〇〇地区子ども会」や「親子会」、「育成会」など、地域によって名称はさまざまです。

#### ■ 子ども会への加入方法

対象は幼児から高校3年生までですが、宮崎市内では小学生が中心となっています。小学校の入学時期に役員から案内があることが多いですが、お住まいの地区の子ども会役員や自治会役員へ、ぜひお気軽にお問い合わせください。

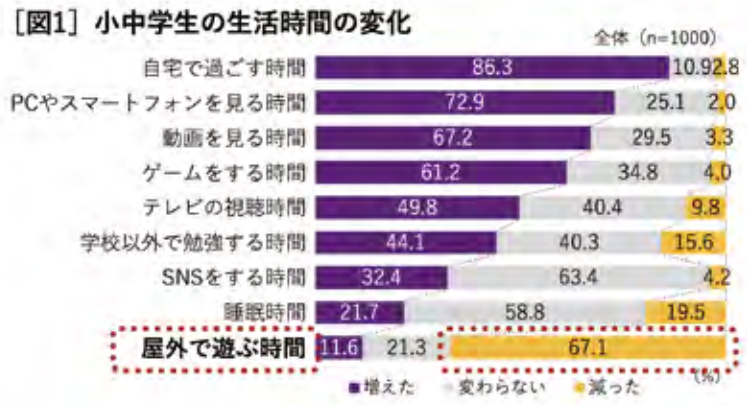


※お住まいの地区に子ども会がない場合はP40をご覧ください。

## 02. 子どもの生活環境の変化とあそびの変遷

令和2年以降、新型コロナウイルスが流行し、三密を避けるための対策が日常となりました。人との交流が制限される中で、子どもたちの放課後の過ごし方は大きく変わっています。

「自宅で過ごす時間」や「パソコン、スマートフォン、動画を見る時間」が増えている一方で、「外で遊ぶ時間」が減っており、この傾向は今も続いています。



小中学生の子どもを持つ全国の20代～50代の男女1,000人(父親・母親各500人ずつ)を対象に調査  
近視予防フォーラム事務局調査 (R2)

### ■ コロナ禍以前と以降の外遊び時間の変化

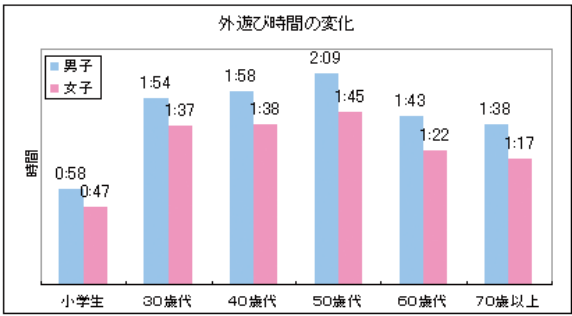


近視予防フォーラム事務局調査 (R2)

### ■ 外遊び時間の変化

小中学生の子どもを持つ全国の保護者1,000人を対象とした調査(令和2年・近視予防フォーラム事務局調べ)によると、コロナ禍以前と以降では、外で遊ぶ時間に明らかな変化が見られました。

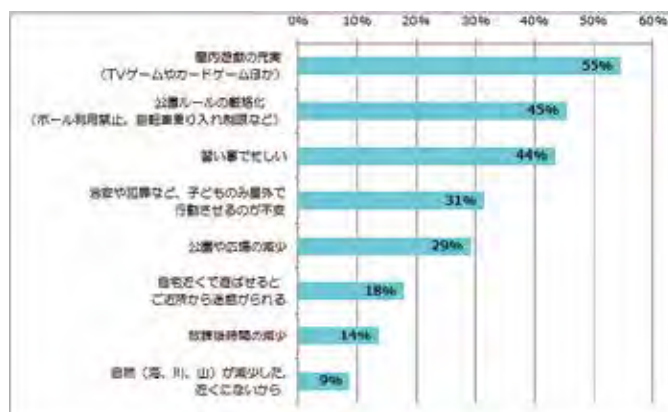
さらに世代別で比較すると、その差はより顕著です。現在の保護者世代が子どもだった頃と比べると、現代の子どもたちの外遊び時間は「半分」にまで減少しています。



## ■ 外遊びが減少した理由（保護者が回答）

外遊びが減少している理由として、「屋内あそびの充実」が一番の理由としてあげていますが、その他に「公園ルールの厳格化」「治安や犯罪などの不安」「公園・広場の減少」など、遊びたくても遊ぶ場所がない（少ない）ことも一因としてありそうです。

習い事については、学年があがるほど習い事の個数が増えていく傾向にあり、「忙しい」と感じる小学生が約半数いるという調査結果もあります。

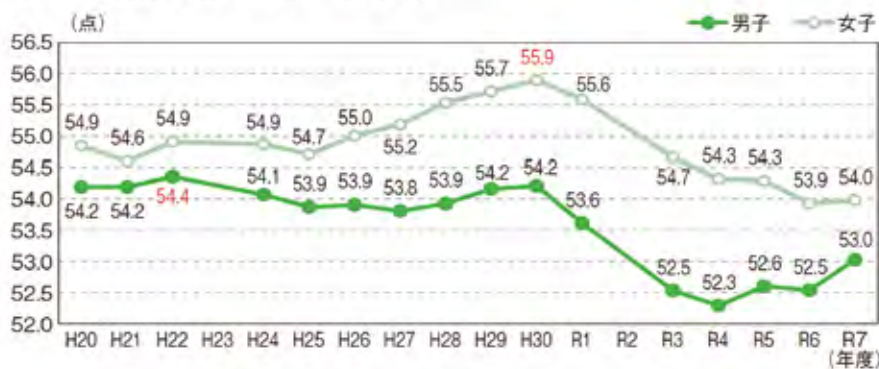


## ■ コロナ以降、子どもたちの体力は低下している

スポーツ庁が行っている全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると、体力テストの合計点が令和元年から低下していますが、コロナ禍以降も体力が回復していません。主な要因として考えられているのが、次の4つです。

- ① 1週間の総運動時間がコロナ以前の水準に至っていない
- ② 肥満である児童生徒の増加
- ③ 朝食欠食、睡眠不足、スクリーンタイムの増加などの生活習慣の変化
- ④ マスク着用中の激しい運動の自粛

### 〈体力合計点の経年変化〉



令和7年度 全国体力・運動能力・運動習慣等調査報告（スポーツ庁）

## 生活リズムの乱れが子どもの成長に与える影響

生活リズムが崩れると、子どもの心身にはさまざまなサインが現れます。

- 1. 体調の変化**：原因のわからない頭痛や発熱、体温調節の乱れなどが起こりやすくなります。
- 2. 心の不安定**：ストレスからイライラしやすくなり、攻撃的な言動が増えることもあります。
- 3. 意欲の低下**：集中力や思考力が落ち、何事にもやる気が起きなくなってしまう。
- 4. 発育への影響**：成長ホルモンの分泌に支障が出たり、肥満などの生活習慣病を招く恐れがあります。



健やかな成長の基本は「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣です。

## 外遊びで育まれる6つの力

子どもたちは外遊びという実体験を通じて、多くのことを学び、成長しています。

### 1. 基礎体力を養う

全身を動かすことで、脳や体の健やかな発達を促します。

### 2. 積極性を育てる

自発的に遊びを工夫することで、創造性や柔軟性が高まります。

### 3. 社会性を学ぶ

子ども社会の中での関わりを通じて、ルールやコミュニケーション能力が身につきます。

### 4. 健康な体を保つ

日中の活動量が増えることで、質の高い睡眠をとることができます。

### 5. 失敗から学ぶ

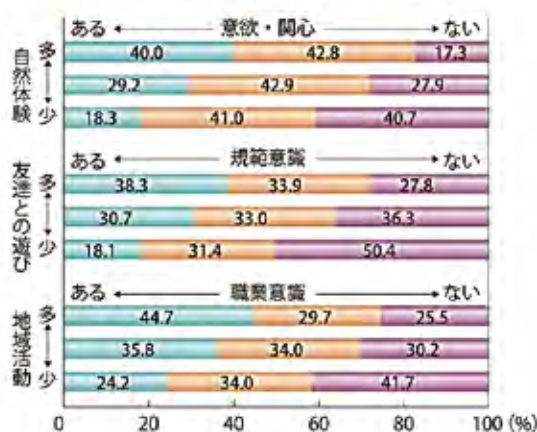
小さな失敗を繰り返すことが、危険を察知し回避する能力の向上に繋がります。

### 6. 学習能力への刺激

自然や生き物との触れ合いは脳に多くの刺激を与え、学びの土台を作ります。



第1-3-36図 子どもの頃の体験と大人になってからの意欲・関心等との関係



(出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構(2011)「子どもの体験活動の実態に関する調査研究(平成22年度調査)」

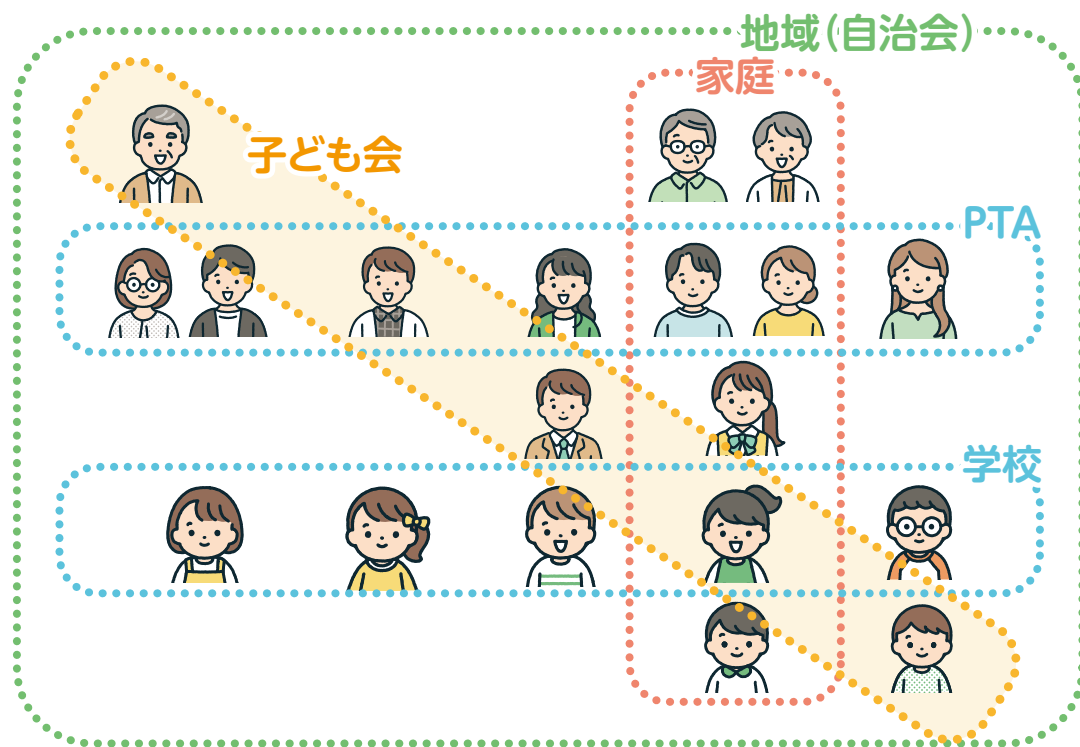
## 03. 子ども会の必要性と役割

### ■ 子ども会の定義

子ども会は、地域を基盤とし、異年齢集団による様々な体験活動や交流等を通して心身をきたえ、社会生活を営むための基本的な技術や態度を身につけることを目的に、地域社会の大人（育成者）の協力によって組織された少年団体です。

### あそびを通じて形成される子ども社会が「子ども会」の原点

### ■ 地域の子どもは地域で育てる



- ★ 家庭は縦のつながり
- ★ 学校は横のつながり
- ★ 子ども会は斜めのつながり

「子ども会活動」は、人とのつながりを広げてくれる。

## ■ 子ども会が必要とされる理由

地域の子どもたちが仲良くなることや、非行の防止、夏休みなどの学校生活から離れた時期の安全対策など、子ども会には多くの役割があります。また、現代の子どもたちを取り巻く環境の変化により、その必要性はさらに高まっています。

### 1. 集団遊び（外遊び）の減少

少子化の影響で、子ども同士が切磋琢磨する機会が減っています。習い事や塾、スポーツ少年団など放課後の過ごし方が多様化したことで、近所の仲間と集まって遊ぶ機会も少なくなりました。

### 2. 家での個人遊びの増加

娯楽のデジタル化が進み、子どもたちが家の中に閉じこもって一人で遊ぶ時間が増える傾向にあります。



### 3. 地域のつながりの希薄化

核家族化が進んだことで、かつては当たり前だった地域全体での見守りや、世代を超えたふれあいが少なくなっていると指摘されています。

### 4. 自発的な体験の不足

インターネットなどの情報による「間接体験」が増える一方で、自分の体を使った「直接体験」が減っています。また、大人の過保護や過干渉により、自ら進んで挑戦する機会も狭まっています。

## ■ 子ども会の目的と育まれる力

子ども会は、学校のような同学年だけの集まりではなく、異なる年齢の子どもたちが一緒に活動する場です。高学年の子は、下の学年の子やハンディキャップのある子も一緒に楽しめるよう工夫を凝らします。みんなで楽しく過ごすために、自分のわがままを抑えて協力することの大切さを学びます。

活動の中で自分の役割を見つけ、責任を果たそうと努力することで、子どもたちは「生きる力」を育み、思いやりや責任感を身につけていきます。

- 健康な体と、たくましい心を育てる
- 自分と相手を理解し、友情を深めて協力する心を養う
- 集団の中での役割を自覚し、責任感を身につける
- さまざまな体験を通して、豊かな創造力を伸ばす
- 社会のルールを守り、道徳的な態度を育てる
- 郷土を愛する心や、人のために尽くす精神を養う



## ■ 子ども会の活動の種類

子ども会として考えられる活動は、その活動の性格によっていろいろな分類の仕方が考えられますが、その活動は大きく分けると三つあります。

- 1 社会的なもの・・・ 集団や社会に目を開くのに役立つ活動
- 2 文化的なもの・・・ ゆたかな心を育てるのに役立つ活動
- 3 身体的なもの・・・ たくましい身体をつくるのに役立つ活動

社会的なもの	集団活動	新年度総会、月例会、班長会
	社会活動	七夕会、夏祭り、敬老の日、クリスマス会、もちつき大会
	奉仕活動	清掃活動、美化運動、施設訪問（敬老会）
	安全教育活動	自転車教室、体力測定、救急法、危険予知トレーニング（KYT）防災教育、安全ポスターづくり、危険地域の点検見学
文化的なもの	文化・芸能活動	郷土芸能の伝承活動、ふるさと再発見、カルタ会、人形劇、音楽会、昔の遊びを調べる活動
	創作・生産活動	スケッチ大会、工作（こいのぼり、たこ、竹馬、しめ縄）、創作みこし、作品展、資源回収、花壇づくり
	学習活動	リーダー研修会、星座観察、他の子ども会との交流会
身体的なもの	スポーツ活動	球技の練習及び大会、ラジオ体操、駅伝大会
	野外活動	ウォークラリー、サイクリング、オリエンテーリング、ハイキング、キャンプ、歩こう会、ピクニック
	レクリエーション活動	ゲーム、ダンス、ソング
その他	広報活動	かべ新聞づくりと発表会、新聞づくり、年間の歩み記録、地域マップづくり



## ■ プログラムの立て方

### POINT

- ▶ 子どもたちのやりたい！という声を最優先に形にする
- ▶ 目的を明確にし、誰もが気軽に参加できる工夫をする
- ▶ 内容に変化をもたせ、ワクワクするような行事名をつける

活動がより良いものになるかは、このプログラム次第です。地域との繋がりや予算配分にも目を配りましょう。また、時期、日時、場所が活動内容にふさわしいか、全体のバランスや順序に偏りが無いかを点検することが大切です



## ■ プログラムの進め方

### POINT

- ▶ 結果よりも、準備から当日までの過程を重視する
- ▶ 全員が役割を持ち、責任を持ってやり遂げる喜びを共有する
- ▶ 当日の楽しさを追求し、次への活力に繋げる

当日の運営は、事前の段取りで決まります。会場点検、道具、教材の準備を**事前**に済ませ、指導者と役割分担を明確にしておきましょう。

参加者には内容を早めに伝え、時間は厳守します。一人の脱落者も出さないよう配慮し、失敗を叱らず**前向きな言葉**で励まし合ってください。

最後は後始末を徹底し、全員で活動を振り返る時間を持ちましょう。



## 04. いくせいかい 育成会の必要性と役割

### POINT

- ▶ 子どもたちの自主性を支える**最高の裏方に徹する**
- ▶ **場所・道具・資金など環境の整備を主な役割とする。**
- ▶ **地域での仲間づくりや我が子の再発見など、大人にも利点が多い**

### ■ 育成会の必要性

子どもたちが自分たちだけで会を運営するのは、理想ではありますが負担も大きいものです。活動を活発にし、目的を十分に達成させるためには、側面からサポートしてくれる大人が欠かせません。子どもの健やかな成長を願い、精神的・物質的に手を差し伸べる大人の組織、それが「育成会」です。

### ■ 育成会の役割

役割の核心は、直接的な指導ではなく**活動しやすい条件を整えること**にあります。具体的には、活動場所の確保、道具の準備、資金の管理、そして指導者の発掘や養成です。

また、入会時の保護者への説明や安全共済会への加入促進、学校・地域との連絡調整、アレルギー確認などの安全対策も重要な役割です。会員同士の協力体制を築き、地域環境を良くすることも活動の一部となります。

### ■ 育成活動から得られるメリット

活動に参加することは、大人にとっても豊かな経験に繋がります。

よその子と触れ合うことで、自分の子をより深く、客観的に見つめるきっかけになります。

また、親同士の連帯感が生まれて近所に仲間ができれば、毎日の生活はより楽しく、住みよい社会になるでしょう。

子どものお世話を通じて気持ちが若返り、自分の能力を地域に生かすことで、新たな生きがいを見つけることもできるはずです。



## 05. 指導者の役割と指導のポイント

### POINT

- ▶ 立場に応じたリーダー（大人・若手・子ども）が協力して会を導く
- ▶ 砂を握るように適度な距離感で、子どもの自主性を見守る
- ▶ 専門家ではなくボランティアとして、無理なく誠実に向き合う

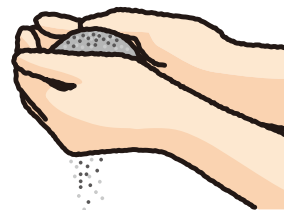
### ■ 指導者の役割：4つのリーダー像

指導者は、学校の先生やスポーツの監督のような存在です。

- **成人指導者**：全体をまとめ、専門的な助言を行う大人
- **シニア・リーダー**：主に18歳から24歳の、活動を牽引する若手
- **ジュニア・リーダー**：中高生による、子どもたちの良き相談相手
- **イン・リーダー**：主に小学5・6年生の、子ども会内部のリーダー

### ■ 指導のコツ：砂を握るように

子どもに接する時は**手のひらの砂**をイメージしてください。力いっぱい握れば指の間からこぼれてしまいますが、軽く包むように持てば、多くの砂を残せます。



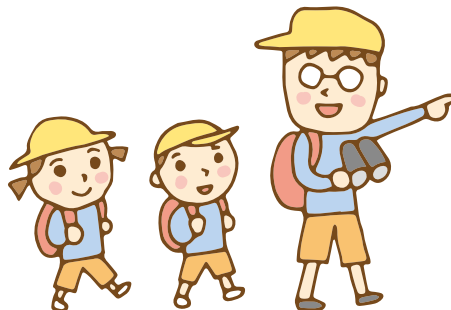
**何かを教えてやろう**と張り切りすぎると、子どもの心は遠ざかってしまいます。力を抜いて見守り、手出しをしすぎないことが肝心です。個性を尊重し、温かい人間関係の中で、成長に合わせた助言を心がけましょう。

### ■ 指導者の心がまえ

指導者は専門家ではなく、仕事の合間に活動するボランティアです。まずは無理のない範囲で、子どもと一緒に楽しむことから始めましょう。

計画、準備、実施、反省、記録という一連の流れを大切に、育成会との連携を密に

してください。何より**子どもとの約束を絶対に守ること**や**心を傷つける言動を慎むこと**が、信頼を築く第一歩となります。



## 06. お住まいの地区に子ども会がない場合

近年、活動の縮小や解散により、自分の地区に子ども会がないケースが増えています。しかし、以下の方法で活動に参加することが可能です。



### 1. 「子どもクラブ」を新しく作る

同じ小学校に通う仲間が**2世帯以上**集まれば、自分たちで「〇〇子どもクラブ」を結成できます。

- 活動内容は自由。安全共済の加入により補助金の申請も可能です。
- 対象：同一小学校区の児童

#### ■ 申込方法

1. 事前準備
  - ・ 会員名簿の作成 (2世帯以上の児童)。
  - ・ 大人の代表者1名を決定 (住所、連絡先、メールアドレス)。
  - ・ 年間の活動計画表の作成 (大まかな内容で可。後日の変更も可能)。
  - ・ 会費 (安全共済費、市子連会費) の準備。
2. 登録申請
  - ・ 市子連事務局にメールで登録申請を行います。事務局が地域の状況を確認後、安全共済加入に必要な専用IDを発行します。
3. 保険の手続きと入金
  - ・ 発行されたIDで安全共済会 (保険) にネットで申し込みます。
  - ・ 事務局からの案内メールに従って入金を行い、子どもクラブの登録が完了となります。



### 2. 宮崎市子連「ひなた子ども会」に加入する

市子連が直接運営する、小学1年生から6年生を対象とした組織です。

- 月1回の**遊創倶楽部** (P21) が主な活動です。
- 対象：子ども会のない地区に住む小学生 (定員80名)

- ・ 募集時期：4月から5月 (定員に達しない場合は随時募集)。
- ・ 会費：年額3,000円 (保険料等を含む)。※活動実費は別途。
- ・ 期間：6月から翌3月まで (1年ごとの更新制)。
- ・ 申込方法：QRコードからお申し込みください。(ホームページからでもOK)  
会費は初回の活動時に持参してください。
- ・ 連絡手段：保護者への連絡には「マチコミ」を使用します。  
マチコミの登録は、申込後にご案内します。



# 宮崎市子ども会育成連絡協議会規約

## 第1条（名称）

本会は宮崎市子ども会育成連絡協議会という。

## 第2条（事務局）

本会の事務局は、宮崎市民プラザにおく。

## 第3条（目的）

本会は宮崎市における子ども会活動を普及促進することにより児童生徒の健全育成に寄与することを目的とする。

## 第4条（事業）

本会は前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- ①子ども会育成者・指導者の養成
- ②子ども会リーダーの養成
- ③子ども会及びその育成者・指導者の相互連絡
- ④子ども会活動及びその普及に関する事業、研究
- ⑤その他本会の目的達成に必要な事業

## 第5条（構成）

本会は、宮崎市の各地区子ども会（単位子ども会）及び校区子連協をもって構成する。

## 第6条（役員）

本会は次の役員をおく。

- |   |       |                   |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 会 長   | 1名                |
| 2 | 副 会 長 | 10名程度             |
| 3 | 会計監査  | 3名                |
| 4 | 書記会計  | 2名                |
| 5 | 事務局長  | 1名（必要に応じて会長が選任する） |
| 6 | 養成委員  | 若干名               |

## 第7条（役員選出）

本会の役員は次により選出する。

- ①本会の役員は、自薦及び他薦による立候補者から選出し、総会の承認をもって決定する。
- ②書記会計は会長が選任を行い、事務局長は会長が必要に応じて選任する。

## 第8条（役員の任期）

役員の任期は1年とし、再任を妨げない。役員欠員が生じた場合は、必要に応じて役員会において選出し承認を得る。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第9条（役員の任務）

本会の役員の任務は次の通りとする。

- ①会長は本会を代表し、会務を処理する。
- ②副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- ③会計監査は会の会計を監査する。
- ④書記会計は会の庶務、記録、金銭の出納の任にあたる。
- ⑤事務局長は事務を総括する。
- ⑥養成委員は、イン・リーダー及びジュニア・リーダーの育成に努め、シニア・リーダーの指導・サポート等を行う。

## 第10条（会議）

本会の会議は、総会、運営委員会、役員会とし、会長又は副会長が招集する。

①会議は、定数の半分以上の者が出席しなければ開くことができない。

②会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会議の議長の決するところによる。

#### 第11条（総会）

総会は本会の最高議決機関である。

①総会は、毎年1回開催することを原則とし、事業報告、決算報告並びに事業計画、予算、規約の改廃及び役員の変更、その他の重要事項について審議する。但し、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

②総会は役員及び本会に加入している単位子ども会の会長等（子ども会の会長等は、会長代理（市子連担当者、代表者など）及び校区子連協会長をいう）を持って構成する。

#### 第12条（運営委員会）

運営委員会は、本会の目的達成に必要な計画、事業の企画、運営に関する協議を行い、予算の立案及び執行にあたる。

①運営委員会は、役員及び本会に加入している単位子ども会の会長等で構成する。なお、校区子連協会長は、校区内の単位子ども会の代表として参加できる。

#### 第13条（役員会）

役員会は会長、副会長、書記会計及び事務局長をもって構成し、本会の目的達成に必要な計画、予算の原案作成にあたる。

#### 第14条（会計）

本会の経費は、本会に加入している会員からの会費並びに補助金、委託金、寄付金等をもってあてる。

①会費の額は総会の議決によらなければならない。

②本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

#### 第15条（上部との関係）

本会は、宮崎県子ども会育成連絡協議会に加入する。

#### 第16条（顧問）

本会に顧問をおくことができる。

①顧問は会長が委嘱し、本会の助言・指導を行う。

#### 第17条（規約改正）

本会の規約改正は、総会の議決による。

#### <付則>

本規約は、昭和36年9月12日から施行する

昭和37年6月1日一部改正

昭和40年6月26日一部改正

昭和41年6月10日一部改正

昭和42年6月9日一部改正

昭和44年6月1日一部改正

昭和46年5月30日一部改正

昭和47年5月20日一部改正

昭和48年5月12日一部改正

昭和52年3月5日一部改正

昭和53年2月18日一部改正

昭和63年5月17日一部改正

平成5年5月12日一部改正

平成9年5月9日一部改正

平成11年5月14日一部改正

平成14年5月9日一部改正

平成25年5月17日一部改正

平成27年5月14日一部改正

令和5年5月10日一部改正

令和8年5月14日一部改正

## 特別会計及び県子連補助金等の取扱い規定

### 第1条（目的）

この規定は、宮崎市子ども会育成連絡協議会特別会計及び（一社）宮崎県子ども会育成連絡協議会からの補助金等（以下「特別会計」という。）から、宮崎市子ども会育成連絡協議会会計（以下「一般会計」という。）への繰出しについて、その取り扱いを定めるものである。

### 第2条（繰出し対象）

- （ア）宮崎市子連の運営及び事業に係る経費
- （イ）県子連の努力目標に対して関連する事業等の経費
- （ウ）市子連周年記念行事に要する経費
- （エ）その他必要と認められるもので、運営委員会の承認を得たもの

### 第3条（その他必要事項）

緊急を要する場合は、役員会で審議し繰出しができるものとする。但し、運営委員会で報告する。

#### 《附則》

本規定は、平成20年5月19日より適用する。

令和8年5月14日一部改正

## 宮崎市子ども会育成連絡協議会慶弔規定

### 第1条（趣旨）

本規定は市子連役員及び理事の慶弔に関する事項を定めるものである。

### 第2条（病氣療養の場合）

役員等が、長期にわたり病氣療養を受ける場合は、次のとおりの見舞いを行う。

- 1 役員等が14日以上入院療養の場合 ----- 3,000円  
・代表者が入院先に見舞いをする。

### 第3条（死亡の場合）

役員等の死亡の場合は、次のとおり香典を贈り弔意を表す。

- 1 役員等の死亡の場合 ----- 5,000円  
・弔電を送り、代表者が葬儀に参列する。
- 2 役員等の配偶者・子どもが死亡の場合 ----- 3,000円  
・弔電を送り、出来るかぎり代表者が葬儀に参列する。
- 3 役員等の父母（同居中の養父母を含む）死亡の場合----- 3,000円  
・弔電を送り、出来るかぎり代表者が葬儀に参列する。

### 第4条（不慮の災害等の場合）

役員等の不慮の災害等の場合は、状況により役員協議の上処理する。

### 第5条（その他）

特に必要と認める場合は、別途協議の上決定する。

#### 《附 則》

本規定は、平成2年5月10日より適用する。

// 平成9年5月 9日 一部改正

// 令和8年5月14日 一部改正

令和8年度



## 一般社団法人 宮崎県子ども会育成連絡協議会

〈連絡先〉〒889-2151

宮崎市大字熊野1443-12 宮崎県スポーツ会館2階

電話番号：0985-65-5133 F A X 番号：0985-65-6007

**子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、  
体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。**

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動

☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



**子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！**

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます(条件有)。

事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にもKYT（危険予知トレーニング）と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するには、単体子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者が次の年会費を納める必要があります。詳しくは宮崎県子ども会育成連絡協議会へお問合せ下さい。

☆子ども会年会費 1人 **250**円

内	全国子ども会安全共済掛金	50円	70円
	全国子ども会連合会運営費	20円（子ども会賠償責任保険料を含む）	
訳	宮崎県子ども会安全教育費	180円	
（安全教育、共済会加入・請求手続き、事前審査、名簿管理等の費用として）			

☑加入手続きに必要な書類など、全国子ども会連合会のホームページにご用意しております。また、ネットによる加入手続きもできますので、所属の都道府県・政令指定都市子連、および市区町村子連へご確認の上、ご活用ください。（全国子ども会連合会ホームページ参照）

全国子ども会安全共済とは  
子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。

賠償責任保険とは  
子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。



全国子ども会連合会



# 全国子ども会安全共済会のご案内

—令和8年度—

ご加入の前に必ずお読みください（共済約款ほか抜粋）

この共済は、被共済者が共済期間中の子ども会活動中に被った傷害又は疾病について、共済約款の規程に従い共済金をお支払いするものです。

## 1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- ① 子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者（18歳以上の者に限る）又は育成会員の管理下にある活動
- ② 子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
- ③ 子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ④ 子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中

## 2. 共済期間

令和8年4月1日0時～令和9年3月31日24時までの一年間  
期間の途中から加入の場合は、  
加入手続きが完了した日の翌日0時から令和9年3月31日24時まで。

## 3. 共済契約者

- ① 全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織の代表者
- ② 都道府県（指定都市）子連に加盟する市町村（区）子ども会連合組織がない場合は、都道府県（指定都市）子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者
- ③ 全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村（区）子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者
- ④ 全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県（指定都市）子連の事務局代表者

## 4. 被共済者

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県（指定都市）子連に所属する者。（0歳から加入可。加入年齢制限なし。）  
4月1日現在3歳以下の者が加入する場合は、保護者、祖父母又は親族（18歳以上）の加入が必要）

## 5. 共済金額

- ① 死亡共済金 600万円
- ② 後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて7万円～600万円
- ③ 医療共済金  
健康保険等を適用した医療費総額の30%。（支払限度額50万円）

## 6. 加入手続き（4月1日加入の場合）（期間の途中から加入可）

- 共済契約者は、都道府県（指定都市）子連あてに以下の手続きを完了すること。
- ① 令和8年3月31日までにネットで共済契約申請を行う。
  - ② 令和8年4月1日から5月31日までの間に指定の金融機関に共済掛金を振り込む。
  - ③ 令和8年4月1日から5月31日までの間に加入者名簿、年間行事計画書を提出する。
  - ④ ネット加入の場合は5/31までにネット入力完了のこと。

## 7. 事故の通知・請求

- ① 被共済者が、共済金請求の傷害又は疾病を被った場合は、共済金請求者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県（指定都市）子連に通知すること。
- ② 請求者が共済金請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出すること。

## 8. 共済金請求時期（共済金請求権発生時期）

被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被り、その直接の結果として次の事態が発生したとき共済金を支払う。

- ① 死亡共済金  
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した時  
被共済者が子ども会活動中に突然死（上記が適用されない疾病により急死）した時
- ② 後遺障害共済金  
共済約款に定める身体障害の状態（後遺障害）となった時
- ③ 医療共済金  
平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時  
ただし、以下の場合は支払対象外  
・平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費  
・事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費  
・共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

## 9. 共済金をお支払いしない主な場合および傷害・疾病

- ① 共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
- ② 共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。  
ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
- ④ 被共済者が飲酒後に発生した当日中の事故等。
- ⑤ 被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故  
(ア) 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間  
(イ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間  
(ウ) 自転車に二人乗りしている間（法令で認められる場合を除きます。）
- ⑥ 被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑦ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑧ 地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ⑨ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑩ ⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑪ ⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
- ⑫ 喘息・癲癇の持病
- ⑬ 安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等
- ⑭ 被共済者が学校管理下にある間に発生した事故等。ただし、被共済者が児童・生徒でない場合には、共済金を支払います。
- ⑮ 医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病
- ⑯ 被共済者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなくても、共済金を支払いません。
- ⑰ オスグッド病・野球肘・疲労骨折
- ⑱ 感染症法に基づく感染症。ただし、感染経路が明確に判明した食中毒は除く。

公益社団法人  
全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14全国子ども会ビル  
TEL 03-5319-1741（代） FAX 03-5319-1744  
<https://www.kodomo-kai.or.jp>  
E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp

本ご案内は、「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しておりますが、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

## 子ども会 虎の巻

子ども会指導者・育成者の子ども会運営マニュアル

---

発行日 2026(令和8)年3月31日

発行者 宮崎市子ども会育成連絡協議会  
宮崎市橘通西一丁目1番2号(市民プラザ3F)  
TEL・FAX: 0985-32-5122

編集 宮崎市子連 虎の巻制作チーム

印刷 グラフィック

---

※ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です



宮崎市子ども会育成連絡協議会(市子連<sup>しこれん</sup>)事務局

〒880-0001 宮崎市橘通西一丁目1番2号(市民プラザ3F)

TEL・FAX: **0985-32-5122**

Mail: **m-koren@miyazaki-catv.ne.jp**

〈窓口業務: 平日火・水・金 10時~16時〉



宮崎市子連  
ホームページ



宮崎市子連  
公式LINE



宮崎市子連  
インスタグラム



宮崎市子連  
事務局メール